

印刷物見積資料・仕様書① ※わかる範囲で記入して下さい。										課名		消費生活課								
										担当者名		山中 直人								
										直通電話番号		027-226-2281								
										納期		令和7年8月20日（水）								
印刷物名			関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止キャンペーンリーフレット																	
印刷種類			ダイレクト		●		ダイレクト以外		複写帳		その他（ ）									
印刷部数			41,300 部																	
仕上がりサイズ			●		A 4				A 5				B 4				B 5		その他（ ）	
納品場所			別紙の納入先一覧をご参照ください ※ポスターと同時納品																	
原稿		制作アプリケーション		PowerPointで名入れ後のイメージ図を提供。名入れ前の原稿はaiファイル又はjpgファイルで提供。																
		提供方法		●		電子データ				紙媒体										
		最終原稿提供日		即日渡し可能																
スキャニング			カラー				点		モノクロ				点							
図表等作成			図表				4 点		地図				点		イラスト				点	
紙質等		部分		紙質						刷色				ページ数						
		表紙										×								
		本文		マットコート紙48.5						4 C		×		4 C						4 頁
		あい紙										×				枚				
		見返し										×								
		口絵										×								頁
製本方法					くるみ製本				糸綴じ				天のり				中とじ(おキス2ヶ所)			
			●		バラ → 折り方（ 二つ折り ） 仕上がりサイズ（ A4 ）															
その他加工					ページ打ち				背文字				角丸加工				穴開け（ 箇所）			
校正			校正回数		2 回		色校正：必要な場合、回数を記入						回							
			※ダイレクト印刷は、校正はできません。 ※色校正は校正紙での校正です。本機校正の場合は備考に明記が必要です。																	
環境仕様 ※					本文・表紙の紙質：総合評価値80以上						古紙リサイクル適性の表示									
					古紙リサイクル適性「A」						古紙リサイクル適性「A 又は B」									
備考（上記に記載できない注意点、仕様等を記入）																				
・ 見積金額には、梱包及び配送代を含むものとする。 （各納入先別に梱包し、宛名を印字又は記入すること。 また、当課がPDF又はWordで提供するA4サイズの送付状1枚と仕様書②のポスター（四つ折りでも可）を同梱すること。） ・ 合紙は、50部ごとに挿入 ・ デザイン及びレイアウト調整あり。 （元データに表紙と裏表紙へセンター名・住所・URL・QRコード・県章・県内センター電話番号一覧等を入れる） ・ 調整部分以外の元データのデザインは色を含め変更しないこと。 ・ 仕様書①（リーフレット）と仕様書②（ポスター）をひとつの見積書として提出すること。 ・ 完成品のデータ（県ホームページ等に掲載する目的）を県に納品すること。																				
【注意】 ※環境仕様について																				
・ 県のグリーン購入品目別ガイドラインの基準です。 ガイドラインの詳しい基準は次のホームページをご覧ください。 URL：http://www.pref.gunma.jp/04/e0100193.html ・ 古紙リサイクル適性の表示：●がある場合は、印刷物に次のリサイクル適性を表示して下さい。 1）Aランクの資材のみ使用する場合・・・「印刷用の紙にリサイクルできます」 2）AまたはBランクの材料を使用する場合・・・「板紙にリサイクルできます」 3）CまたはDランクの材料を使用する場合・・・「リサイクルに適さない資材を使用しています」																				

印刷物見積資料・仕様書② ※わかる範囲で記入して下さい。										課名		消費生活課	
										担当者名		山中 直人	
										直通電話番号		027-226-2281	
										納期		令和7年8月20日（水）	
印刷物名			関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止キャンペーンポスター										
印刷種類			ダイレクト		●		ダイレクト以外		複写帳		その他（ ）		
印刷部数			140 部										
仕上がりサイズ			A 4		A 5		B 4		B 5		● その他（ B3 ）		
納品場所			別紙の納入先一覧をご参照ください ※リーフレットと同時納品										
原稿	制作アプリケーション		PowerPointで名入れ後のイメージ図を提供。名入れ前の原稿はaiファイル又はjpgファイルで提供。										
	提供方法		●		電子データ		紙媒体						
	最終原稿提供日		即日渡し可能										
スキャニング			カラー		点		モノクロ		点				
図表等作成			図表		1 点		地図		点		イラスト 点		
紙質等	部分		紙質					刷色		ページ数			
	表紙							×					
	本文		マットコート紙93.5					4 C		×		0 C	1 頁
	あい紙							×				枚	
	見返し							×					
	口絵							×				頁	
製本方法			くるみ製本		糸綴じ		天のり		中とじ(おキス2ヶ所)				
			バラ → 折り方（ ） 仕上サイズ（ ）										
その他加工			ページ打ち		背文字		角丸加工		穴開け（ 箇所）				
校正			校正回数		2 回		色校正：必要な場合、回数を記入				回		
			※ダイレクト印刷は、校正はできません。 ※色校正は校正紙での校正です。本機校正の場合は備考に明記が必要です。										
環境仕様 ※			本文・表紙の紙質：総合評価値80以上					古紙リサイクル適性の表示					
			古紙リサイクル適性「A」					古紙リサイクル適性「A 又は B」					
備考（上記に記載できない注意点、仕様等を記入） ・見積金額には、梱包及び配送代を含むものとする。 （各納入先別に梱包（四つ折りでも可）し、宛名を印字又は記入すること。 また、当課がPDF又はWordで提供するA4サイズの送付状1枚と仕様書①のリーフレットを同梱すること。） ・合紙は、50部ごとに挿入 ・デザイン及びレイアウト調整あり。 （元データにセンター名・電話番号・URL・QRコード・県章・キャッチコピー等を入れる） ・調整部分以外の元データのデザインは色を含め変更しないこと。 ・仕様書①（リーフレット）と仕様書②（ポスター）をひとつの見積書として提出すること。 ・完成品のデータ（県ホームページ等に掲載する目的）を県に納品すること。													
【注意】 ※環境仕様について - 県のグリーン購入品目別ガイドラインの基準です。 ガイドラインの詳しい基準は次のホームページをご覧ください。 URL：http://www.pref.gunma.jp/04/e0100193.html - 古紙リサイクル適性の表示：●がある場合は、印刷物に次のリサイクル適性を表示して下さい。 1）Aランクの資材のみ使用する場合・・・「印刷用の紙にリサイクルできます」 2）AまたはBランクの材料を使用する場合・・・「板紙にリサイクルできます」 3）CまたはDランクの材料を使用する場合・・・「リサイクルに適さない資材を使用しています」													

令和7年度関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止キャンペーンリーフレット・ポスター納入先一覧（37箇所）

	納入先		郵便番号	納入先住所	リーフレット	ポスター
1	前橋市	共生社会推進課	371-8601	前橋市大手町二丁目12-1 前橋市議会庁舎1階	1,300	1
2	高崎市	市民生活課	370-8501	高崎市高松町35-1 高崎市役所1階	2,500	9
3	桐生市	市民相談情報課(消費生活センター)	376-8501	桐生市織姫町1-1 桐生市役所2階	100	20
4	伊勢崎市	商工労働課	372-8501	伊勢崎市今泉町二丁目410 市役所本館5階	450	4
5	太田市	市民そうだん課	373-8718	太田市浜町2-35 太田市役所2階	3,200	1
6	沼田市	市民協働課	378-8501	沼田市下之町888	1,600	0
7	館林市	市民協働課(消費生活センター)	374-0029	館林市仲町5-25 市民センター分室1階	3,000	2
8	渋川市	危機管理室(消費生活センター)	377-0007	渋川市石原6-1 市役所 第二庁舎1階	200	2
9	藤岡市	地域づくり課	375-8601	藤岡市中栗須327	3,200	10
10	富岡市	市民課	370-2316	富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階	300	0
11	安中市	市民課	379-0192	群馬県安中市安中1-23-13	1,000	20
12	みどり市	商工課	376-0192	みどり市大間々町大間々1511	2,400	10
13	榛東村	産業振興課	370-3593	群馬県北群馬郡榛東村新井790番地1	464	1
14	吉岡町	産業観光課	370-3692	北群馬郡吉岡町大字下野田560	950	0
15	上野村	総務課	370-1614	群馬県多野郡上野村川和11	90	1
16	神流町	産業建設課	370-1504	多野郡神流町大字万場40神流町観光案内所内	50	1
17	下仁田町	商工観光課	370-2601	下仁田町大字下仁田682	70	1
18	南牧村	振興整備部情報観光課	370-2806	群馬県甘楽郡南牧村大字大日向1098	30	1
19	甘楽町	産業課	370-2292	群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1	300	5
20	中之条町	観光商工課	377-0494	吾妻郡中之条町大字中之条町1091	10	0
21	長野原町	未来ビジョン推進課	377-1392	吾妻郡長野原町大字長野原1340-1	300	0
22	嬭恋村	観光商工課	377-1524	吾妻郡嬭恋村大字鎌原710-136 嬭恋村観光案内所2F	650	1
23	草津町	観光課	377-1792	草津町大字草津28番地	100	1
24	高山村	地域振興課	377-0792	吾妻郡高山村大字中山2856-1	140	1
25	東吾妻町	まちづくり推進課	377-0892	吾妻郡東吾妻町大字原町1046	650	5
26	片品村	むらづくり観光課	378-0498	群馬県利根郡片品村大字鎌田3967-3	170	0
27	川場村	むらづくり振興課	378-0101	群馬県利根郡川場村大字谷地3200	30	0
28	昭和村	産業課	379-1298	利根郡昭和村大字糸井388番地	230	0
29	みなかみ町	観光商工課	379-1313	みなかみ町月夜野1744-1	100	4
30	玉村町	経済産業課	370-1132	佐波郡玉村町大字下新田227-10	500	1
31	板倉町	産業振興課	374-0192	群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 役場2階	800	8
32	明和町	産業振興課	370-0795	群馬県邑楽郡明和町新里250番地1	1,000	9
33	千代田町	産業振興課	370-0598	千代田町大字赤岩1895-1	520	1
34	大泉町	住民課	370-0595	群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号	1,600	1
35	邑楽町	商工振興課	370-0692	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570-1	11,000	8
36	吾妻郡	消費生活センター	377-0423	吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	150	2
37	群馬県	消費生活課	371-8570	前橋市大手町1-1-1 昭和庁舎1階	2,146	9
				合計	41,300	140

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、
「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

- クーリング・オフの手続き手順(ハガキの場合)
- 1

契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2

ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3

ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4

支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

※電子媒体(電子メール等)でも同様の文面で通知できます。

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社XXXX 〇〇営業所

担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など
詳しくは消費生活センターへ

クーリング・オフ期間を過ぎていても、
専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。

あきらめないで、
まずは相談を！



困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター（日曜日、祝日、年末年始は休み）

県庁昭和庁舎1階 ☎027-223-3001

○月～金曜日：9時～16時30分（電話、来所）※来所相談は予約制
○土 曜 日：9時～12時／13時～16時30分（電話のみ）

- 前橋市消費生活センター

☎027-898-1755
- 高崎市消費生活センター

☎027-327-5155
- 桐生市消費生活センター

☎0277-40-1112
- 伊勢崎市消費生活センター

☎0270-20-7300
- 太田市消費生活センター

☎0276-30-2220
- 沼田市消費生活センター

☎0278-20-1500
- 館林市消費生活センター

☎0276-72-9002
- 渋川市消費生活センター

☎0279-22-2325
- 藤岡市消費生活センター

☎0274-20-1133
- 富岡市消費生活センター

☎0274-63-6066
- 安中市消費生活センター

☎027-382-2228
- みどり市消費生活センター

☎0277-76-0987
- 甘楽町消費生活センター

☎0274-74-3306
- 玉村町消費生活センター

☎0270-20-4020
- 板倉町消費生活センター

☎0276-82-7830
- 明和町消費生活センター

☎0276-84-3299
- 大泉町消費生活センター

☎0276-63-3511
- 邑楽町消費生活センター

☎0276-47-5047
- 吾妻郡消費生活センター

☎0279-75-1166

※受付時間等はセンターごとに異なる場合がありますのでご相談前にご確認ください

みんなで 高齢者の悪質商法被害防止には
みまもるあにまる



..... ☎188なら土曜日・日曜日も相談できます

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン

局番なし ☎188

【特殊詐欺被害防止キャンペーン】



群馬県消費生活センター



「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!

点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!



⚠ 外壁・床下・給湯器などでも無料点検によるトラブルがあります。

疑って!!

- その場で判断しない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

見逃さないで!!

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。
- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



疑って!!

- SNSやネット上の情報や広告を安易に信用しない。
- 購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショットで保存する。

見逃さないで!!

- 見慣れない商品が増えたり、定期的な同じ商品が届いていないか気にかける。

⚠ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

訪問購入 (押し買い)

「不用品の買い取り」のはずが、強引に貴金属を買い取られた!



- 売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。

⚠ いったん品物を渡してしまうと、取り戻すのは困難です。

インターネット 接続回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、前より高額になった!



- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。

⚠ 通信回線契約には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

海産物の電話勧誘トラブル

「以前注文した方に特価でご案内」と強く勧められた!



- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否し、代金は絶対に支払わない。

架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた!



- 相手の電話番号に絶対に連絡しない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

消費者ホットライン 局番なし ☎188

⚠ SMS (ショートメッセージサービス) のほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。

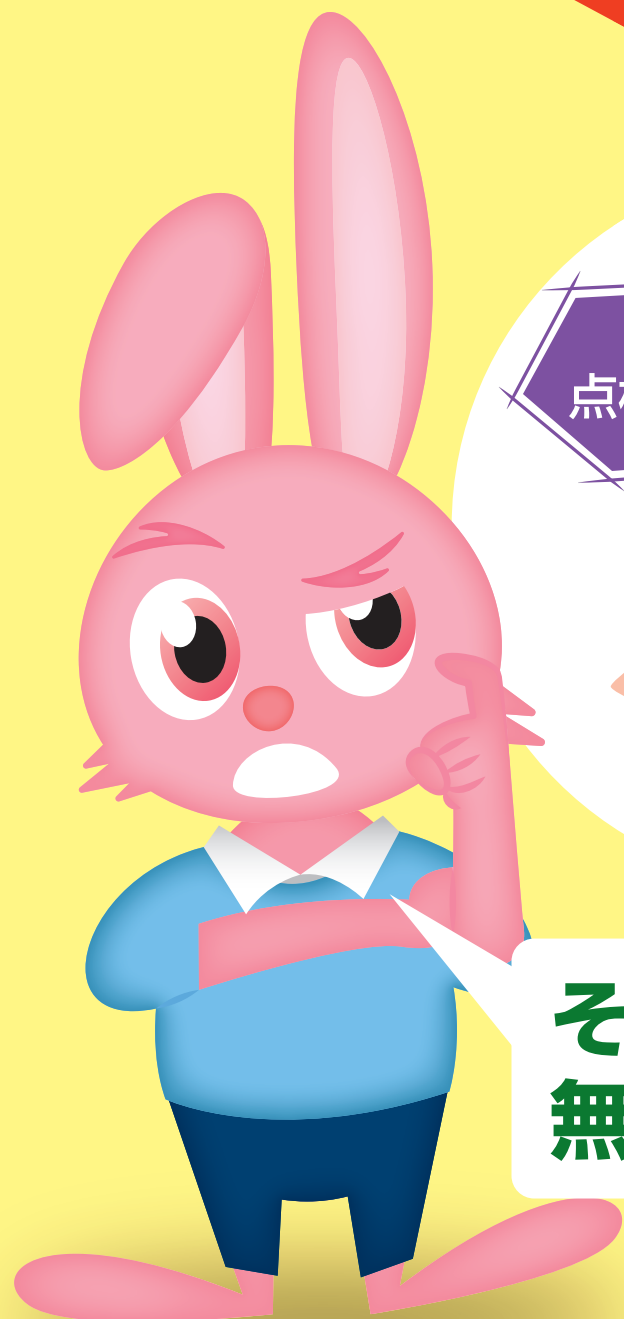
●見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。

みんなで

高齢者の悪質商法被害防止には

関東甲信越ブロック
高齢者悪質商法被害防止
共同キャンペーン

みまもるあにまる



うたがうさぎ



それ本当に
無料なの??



みのがさる

健康食品
今ならお試し
初回
500円

その広告
ちょっと見せて??



はなしあおうむ

特別価格

それ本当に
必要な買い物??



..... ☎ 188 なら土曜日・日曜日も相談できます

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン

局番なし ☎ 188

【特殊詐欺被害防止キャンペーン】



群馬県消費生活センター